

「幼児教育・保育の無償化」の制度で受けられる支援とは？

この制度は保護者の負担軽減を目的として、令和元年10月よりスタートしました。主な内容は次のとおりです。

- ①私立幼稚園は満3歳から対象となり、月額保育料25,700円(上限)の計37,000円(上限)までが無償になります。
- ②認定こども園・保育所

は3〜5歳が対象で、利用料が無償になります。(ただし、延長保育利用料を除く)

- ③認可外保育施設は3〜5歳が対象で、月額37,000円まで無償となります。

なお、①〜③の利用については「給付認定申請書」の提出が必要になります。

「うちの子の場合はどう

んな支援が受けられるの？」というご家庭向けに、内閣府の「幼児教育・保育の無償化はじまります。」ホームページで制度がわかりやすく解説されています。入園の際には、それぞれの園の教育方針や特色はもちろん、受けられる支援や費用についても必ず確認されることをお勧めします。

園には、子ども一人ひとりの成長を記録し、日々の保育計画を立て

て子どもたちがよりよく成長するようにと、先生たちが様々な準備をして待っています。そんな園とぜひ出会っていただき、親子で楽しい・かけがえない思い出をたくさん作ってください。



執筆者
玉川 祐嗣

学校法人若松幼稚園(会津若松市)理事長・認定こども園若松第三幼稚園園長

うつくしま 教育と子育ての“森”づくり

一般財団法人 福島県幼児教育振興財団

事務局 / 福島市飯坂町平野字東原4-10
TEL024-542-9321 FAX024-542-9319

